

徳島県告示第六百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年九月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
社会医療法人川島会	徳島市北佐古一番町一三九	川島病院歯科・ 歯科口腔外科	徳島市北佐古一番町一三九	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和三年七月 三十一日